

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	知名町 障害者福祉関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

知名町は、障害者福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

障害者福祉関係事務では、事務の一部を外部に委託しているため、業者選定の際に情報管理体制等について調査し、併せて情報保護に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

知名町長

公表日

令和8年2月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者福祉関係事務
②事務の概要	<p>児童福祉法及び身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などの関連法の規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行っている。 また、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、手当支給時の公金受取口座情報の照会・取得に個人番号を利用する。 その他 サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知を利用する。</p> <p>障害者福祉関係事務において、特定個人情報を以下のとおり取り扱う。 ①所得、課税及び扶養情報等の税情報、生活保護情報、住基情報の照会 ②転出及び転入世帯の番号取得及び住基照会 ③転入世帯の所得、扶養及び課税情報照会 ④医療保険情報の照会 ⑤年金情報の照会</p> <p>特定個人ファイルは、以下の事務に使用している。 ①障害手帳交付に関する事務 ②療育手帳交付に関する事務 ③精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務 ④自立支援給付関係事務 ⑤障害者福祉サービス関係事務 ⑥障害児童通所関係事務 ⑦地域生活支援事業関係事務 ⑧特別障害者等手当関係事務</p>
③システムの名称	障害者福祉システム(身障手帳、療育手帳、精神手帳、補装具費、更正医療、精神通院、育成医療、障害者福祉サービス、児童通所サービス、日常生活用具、地域生活支援、特別障害者等手当)、総合福祉共通システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

手帳情報ファイル、受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 8項、11項、12項、14項、34項、47項、84項、101項 条例制定(番号法第9条第2項)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表第二 16,56の2,57,87,116の項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 10,11,12,16,20,53,108,109,110の項 (公的給付支給等口座登録簿関係情報) 番号法第19条第8号 別表第二 121の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉課
-----	-------

②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地 問合せ先電話番号 0997-93-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地 問合せ先電話番号 0997-93-3111
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供をうけそのうえで、記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。複数人での確認や上席による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行いその記録を残すこととし、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認を起こっている。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [8] 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システム側において必要最低限の人数、参照範囲となるよう職員のアクセス権限を設定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月11日	I-5-② 所属長	保健福祉課長 安田 廣一郎	保健福祉課長	事後	
令和1年6月11日	IV リスク対策		新規記載	事後	様式変更による新設
令和2年3月19日	II-1	平成27年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月19日	II-2	平成27年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和5年1月27日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一 8項、11項、12項、14項、34項、47項、84項	番号法第9条第1項 別表第一 8項、11項、12項、14項、34項、47項、84項、101項	事前	特定個人情報89(公的給付支給等口座登録簿関係情報)の供給開始によるもの
令和5年1月27日	I-4-② 法令上の根拠		(公的給付支給等口座登録簿関係情報)番号法第19条第8号 別表第二 121の項	事前	特定個人情報89(公的給付支給等口座登録簿関係情報)の供給開始によるもの
令和5年1月27日	I-1-②	児童福祉法及び身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などの関連法の規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行っている。	児童福祉法及び身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などの関連法の規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行っている。 また、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、手当支給時の公金受取口座情報の照会・取得に個人番号を利用する。 その他 サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知を利用する。	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始、並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報の共有開始に伴う変更
令和5年1月27日	I-1-③	障害者福祉システム(身障手帳、療育手帳、精神手帳、補装具費、更正医療、精神通院、育成医療、障害者福祉サービス、児童通所サービス、日常生活用具、地域生活支援、特別障害者等手当)、総合福祉共通システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	障害者福祉システム(身障手帳、療育手帳、精神手帳、補装具費、更正医療、精神通院、育成医療、障害者福祉サービス、児童通所サービス、日常生活用具、地域生活支援、特別障害者等手当)、総合福祉共通システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
令和5年1月27日	I-4-② 法令上の根拠	(情報提供事務)番号法第19条第7項 別表第二 16,56の2,57,87,116の項 (情報照会事務)番号法第19条第7項 別表第二 10,11,12,16,20,53,108,109,110の項	(情報提供事務)番号法第19条第8号 別表第二 16,56の2,57,87,116の項 (情報照会事務)番号法第19条第8号 別表第二 10,11,12,16,20,53,108,109,110の項	事後	記載内容の修正
令和8年2月10日	I-7	知名町情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名307番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	事後	
令和8年2月10日	I-8	知名町情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名307番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	事後	
令和8年1月20日	II-1 対象人数いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年1月20日	II-2 取扱者数いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年1月20日	IV-8 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年1月20日	IV-8 人手を介在させる作業判断の根拠		申請者からマイナンバーの提供をうけそのうえで、記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。複数人での確認や上席による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行いその記録を残すこととし、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認を起こっている。	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年1月20日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年1月20日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年1月20日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠		自庁システム側において必要最低限の人数、参照範囲となるよう職員のアクセス権限を設定している。	事後	新様式移行に伴う項目追加